

徳島県告示第三百六十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原三丁目五番三六号	フロンティア 徳島営業所	板野郡北島町高房字勝瑞境三	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	令和七年七月一日